

議案提出書

件名 容器包装リサイクル法を見直し、発生抑制と再使用を促進する仕組みづくりを求める意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり、長野市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成23年3月22日

長野市議会議長 三井 経 光 様

提出者 長野市議会 福祉環境委員会  
委員長 高野 正 晴

容器包装リサイクル法を見直し、発生抑制と再使用を促進する仕組みづくりを求める意見書（案）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律、いわゆる容器包装リサイクル法は、平成18年に市町村が負担している分別収集及び選別保管に係る費用の一部について、容器包装を製造又は販売している事業者に負担を求める制度を創設するなどの見直しが行われました。

しかしながら、平成21年度における本市の容器包装廃棄物の分別収集及び選別保管に係る費用のうち、財団法人日本容器包装リサイクル協会からの再商品化合理化拠出金の割合は31パーセントにとどまり、依然として、その費用の多くを市が負担しています。

今日、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築が求められており、ごみの発生抑制と資源の再使用を促進していくことが重要となります。そのため、事業者、市町村及び消費者が積極的に取り組むことのできる制度の構築が必要です。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要請し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 容器包装リサイクル法を改正し、分別収集及び選別保管の費用負担の在り方を見直すとともに、市町村に対する十分な財政措置を講ずること。
- 2 ごみの発生抑制と資源の再使用を促進するため、デポジット制 預り金払戻制度の導入やワンウェイ容器の製造・販売の抑制などに取り組むこと。
- 3 製品プラスチックのリサイクルを進めるため、新たな仕組みを構築すること。

平成23年 3 月23日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
環境大臣 あて  
財務大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣

長野市議会議長 三井 経光